二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　柳谷
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和三十八年建設省告示第千百七十八号で指定した柳谷に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県五條市大塔町
　字辻堂　二六六番一　一号から三号まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十四号までを順次結んだ線及び標柱五号と十四号を昭和三十八年建設省告示第千百七十八号で指定した柳谷に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県五條市大塔町
　字辻堂　二六七番一　五号及び十四号
　二七四番　六号
　二七一番一　七号及び十号
　三〇二番　八号
　三四〇番　九号
　三四一番　十一号
　三三五番　十二号
　二七五番　十三号
　ハ　次に掲げる土地に存する標柱十五号から十八号までを順次結んだ線及び標柱十五号と十八号を昭和三十八年建設省告示第千百七十八号で指定した柳谷に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県五條市大塔町
　字辻堂　二二三番二　十五号
　二二三番一　十六号から十八号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　鹿野園Ｂ沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県奈良市白毫寺町
　一二六三番　一号及び十二号
　一二六五番　二号及び三号
　一二六七　四号
　九七八番一四　五号
　一二四五番　六号
　一二五六番　七号から十号まで
　一二五九番　十一号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　麦谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を昭和三十八年建設省告示第百号で指定した麦谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県吉野郡東吉野村麦谷
　一号
　二号及び三号
　八八番二四地先河川敷　四号から六号まで及び
　八八番二五地先河川敷　十六号から十八号まで
　八八番二七　七号から十五号まで
　八八番二三　十九号から二十五号まで
　八八番一五　二十六号から三十三号まで
　八六番七　三十四号から三十七号まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱三十八号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱三十八号と四十一号を昭和三十八年建設省告示第百号で指定した麦谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県吉野郡東吉野村麦谷
　八六番七　三十八号から四十一号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　畑井谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和五十年建設省告示第千百二十六号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県宇陀郡御杖村土屋原
　二〇二番　一号
　一九三番　二号
　二〇三番　三号から八号まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱九号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱九号と二十七号を昭和五十年建設省告示第千百二十六号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県宇陀郡御杖村土屋原
　二〇四番　九号
　二〇六番　十号から十四号まで
　二一三番　十五号
　二一四番地先河川敷　十六号
　二一八番地先河川敷　十七号
　二一八番　十八号
　二一七番二　十九号
　三三六二番　二十号から二十六号まで
　三三六二番地先道路敷　二十七号
　ハ　次に掲げる土地に存する標柱二十八号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱二十八号と三十三号を昭和五十年建設省告示第千百二十六号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県宇陀郡御杖村土屋原
　二三八番　二十八号
　二三七番　二十九号から三十二号まで
　二四八番六〇　三十三号
　ニ　次に掲げる土地に存する標柱三十四号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱三十四号と四十二号を昭和五十年建設省告示第千百二十六号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県宇陀郡御杖村土屋原
　二六〇番一　三十四号から三十六号まで
　二六〇番一地先河川敷　三十七号及び三十八号
　二六〇番二　三十九号から四十二号まで
　ホ　次に掲げる土地に存する標柱四十三号から四十七号までを順次結んだ線及び標柱四十三号と四十七号を昭和五十年建設省告示第千百二十六号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県宇陀郡御杖村土屋原
　二五九番　四十三号から四十七号まで

○国土交通省告示第九百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　奥山川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県西伯郡伯耆町大字根雨原
　字銅坂　一八七番一　一号及び十号
　一七二番　七号
　一八一番　八号
　一七九番　九号
　一二七五番　二号
　一二七一番　三号
　一一〇番一　四号
　一一三番一　五号
　字高森ノ三　一四〇番　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　うつし谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県西伯郡伯耆町谷川
　字高林南比良ノ西　九九八番一　一号から四号まで
　一〇〇一番　二十一号
　一〇〇〇番　五号から七号まで及び十号
　一〇〇五番
　字打石山　一〇〇九番　八号
　一〇一〇番　九号
　字大比良二　一〇一四番　十一号及び十五号
　字大比良三　一〇一二番　十二号から十四号まで
　一〇一五番一　十六号から二十号まで
　字堤ノ上